

平成 25 年 3 月 15 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第 49 号「企業結合に関する会計基準（案）」  
及び関連する他の会計基準等の改正案に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

全般事項

今回の改正が、東京合意を踏まえての修正であることは理解しているが、最終基準化に当たっては、以下の点に関して慎重に検討すべきと考える。

1. 当期純利益の表示（連結会計基準案第 39 項）

表示の変更は重要な影響を及ぼすことが想定されるため、本変更の必要性、有用性を利害関係者と十分協議したうえで、慎重に決定する必要がある。

（想定される影響等）

企業側は、EPS（1 株当たり当期純利益）の計算に用いられることを踏まえ、現在の当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）を引続き有用な指標として、業績予想の対象として公表することになると考えられる。

一方で、報道関係者や一般個人投資家は、当期純利益の定義が変更になったことについて認識しないことを含めて混乱が想定され、啓蒙等に相応のコストがかかることが予想される。

また、金融機関の財務制限条項がついている貸出金について、「当期純利益」が財務制限条項に含まれているものについては契約書の見直し等が必要になり、コスト負担が大きい。

加えて、東証の適時開示や金商法の臨時報告書等の軽微基準等、法令の中には、当期純利益を指標としているものが多く、今回の改正に伴い、当該関連法令の改正が発生した場合、社内の開示統制等の体制整備面の見直しが必要になる等の間接的な影響が発生する可能性がある。

2. 非支配株主持分の名称（連結会計基準案第 26 項他）

意味する内容は少数株主持分と非支配株主持分で同じである。XBRL タクソノミで英文表記のみを変更し、日本語の表示を変更する必要はないと考えられる。

3. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動（連結会計基準案第 26 項、第 28 項から第 30 項、事業分離会計基準案第 17 項から第 19 項）

国際財務報告基準（IFRS）第 10 号 B96 項では、親会社の持分の変動の認識を「資本剰余金」に限定せず、「資本」で認識すべきとしており、「利益剰余金」等での会計処理も許容している。

仮に本公開草案が基準化した場合、IFRS 適用親会社の日本基準適用子会社では、日本基準が IFRS にコンバージェンスしたにもかかわらず、親会社と子会社で会計処理が一致しない可能性があることを懸念する。

4. 支配喪失時の資本剰余金の取り扱いについて（連結会計基準案第 26 項、第 28 項から第 30 項、事業分離会計基準案第 17 項から第 19 項）

本公開草案において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の影響について、資本剰余金に計上する旨が明確化されている。

一方、支配喪失時における当該資本剰余金の取り扱いについては、本公開草案では明確ではない。

つまり、連結財務諸表上の売却簿価算定に当たって、当該資本剰余金の取り扱いについて明確化が必要であると考ええる。

5. 企業会計基準適用指針公開草案第 48 号の設例

〔設例 27〕「(4)株式交換後（X2 年 4 月 1 日）の貸借対照表」の「P 社個別貸借対照表」について、次のとおり修正する必要があると考えられる。

S 社株式 1,300⇒1,200

その他資本剰余金 500⇒400

合計 2,500⇒2,400

以 上